

宇和島市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業委託業務仕様書

1. 委託業務名

宇和島市生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業委託業務
(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

本事業は、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、就学援助または児童扶養手当受給世帯等の小学生、中学生及び高校生に対して、オンラインによる学習支援、生活支援等を提供することで、生まれ育った環境によって左右されることなく、人とのつながり、学びと繋がる経験、自分の進路を前向きに考える経験を提供することを通して、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 事業内容

① 学習支援

学習の機会を提供し、基礎学力向上のための学習支援、高校等受験のための進学サポート・情報提供、学習の習慣づけ、学習意欲の向上を図る。

② 生活習慣・育成環境の改善

学校・日常生活の困りごとに関する相談支援、日常生活習慣の形成や社会性の育成に関する助言、体験活動の提供等を実施する。

③ 保護者支援

子どもの養育に必要な知識の情報提供、各種支援策の情報提供や利用勧奨等を実施する。

④ 進路相談等に関する支援

進路選択に関する相談、奨学金などの公的支援の情報提供、関係機関との連絡調整等を実施する。

⑤ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援。

(2) 支援対象

宇和島市に居住し、以下のいずれかに該当する小学生、中学生、高校生、高校等に在籍していない場合は18歳に達した最初の3月31日までの間にある者及びその保護者。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯

② 市民税非課税世帯

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づく就学援助を受け

ている世帯

④ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 6 条第 1 項に規定する認定を受けている世帯

⑤ 本事業による支援を行うことが必要であると市長が認めた世帯

(3) 実施方法

オンラインによる支援提供

(4) 実施回数

① 学習支援 1 回 1 時間程度・週 1 回以上実施

② 利用者生活習慣・育成環境の改善(小学生等との面談) 月 2 回以上実施

③ 保護者支援(保護者との面談) 月 1 回以上実施

④ 進路相談等に関する支援 適宜実施

⑤ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援 適宜実施

(5) 利用定員

10 名

(6) 人員配置

受託者は、以下の体制を確保すること。

① 統括責任者 1 名

② オンラインによる各種支援を提供するために必要な人員

(7) 利用料金

本事業の利用料金は無料とし、教材費やオンライン学習等に係る通信機材（パソコンや Wi-Fi 機器（未所持者対象）など、通信費を含む）の費用負担を利用者及び保護者に求めてはならない。ただし、やむを得ない実費負担について、市と協議し承認を受けた場合は、この限りではない。

(8) 事業計画書

年間の委託業務実施計画書を作成し、本業務委託契約締結後、10 営業日以内に市に提出し、承認を受けること。

(9) 支援計画

利用者及び保護者との面談等をもとに個人ごとの支援計画書を作成し、市に提出すること。また、支援計画書は定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

(10) 月例実績報告書

事業の実施内容、利用者の利用状況、職員の従事状況、利用者の面談結果等を記載した支援計画書を翌月 10 営業日までに市に提出すること。

(11) 年間実績報告書

本事業を実施した効果（学力・学習意欲・学習習慣などへの影響、受験の結果）を検証した報告書を作成し、履行期間終了後、速やかに市に提出すること。

5 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

- (2) 本業務で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに関する仕様書によるものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、随時受託者と本市で協議を行うものとする。また仕様書に定めていない事項についても同様とする。
- (5) 本業務に係る経理については、収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を整備すること。
- (6) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。